

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
水戸市	事業なし							
日立市	高齢者運転免許自主返納支援事業申請者が希望する次のいずれかを1回限り交付※①～⑤の中から1つ選択（10,000円購入分）、もしくは⑥の中から2つ選択（5,000円購入分を2つ、組合せは自由） ①茨城交通(株)バスカード ②椎名観光バス(株)乗車回数券 ③日立市ハイヤー協会タクシー乗車券 ④坂下地区みなみ号乗車券 ⑤中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券 ⑥ア 茨城交通(株)バスカード イ 椎名観光バス(株)乗車回数券 ウ 日立市ハイヤー協会タクシー乗車券 エ 坂下地区みなみ号乗車券 オ 中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券	○	65歳以上	いずれも該当する方 ・市内に住民登録がある方 ・運転免許証返納手続き後、1か月以内に申請された方	H23年度	日立市総務部 交通防犯課	0294-22-3111 (内線515)	https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzan_anshin/1002345/1002355.html
	高齢者おでかけ支援事業（1、2どちらにも該当する方はどちらか一方） 1 路線バスカードの割引販売 ・昭和20年4月1日以前に生まれた方 【販売価格 1,000円：先着2,600人】 ・昭和20年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた方 【販売価格 4,000円：先着1,100人】 購入は、1人1枚まで。利用できるバス路線は、茨城交通(株)の運行区間。		70歳以上	市内に住民登録がある方	H30年度	日立市保健福祉部 高齢福祉課	0294-22-3111 (内線227)	https://www.city.hitachi.lg.jp/fukushi_kenko/korei/1001823/1012157.html
	2 タクシー乗車費の一部助成（定員到達のためR6年度は受付終了。） 乗車1回につき500円（年限度額5,000円）のタクシー乗車費の助成。配付は、1人1回まで。（先着2,900人）		70歳以上	市内に住民登録がある方 ・80歳以上で在宅生活する方 ・70歳以上で在宅生活する要支援1以上の方（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む。）	H30年度	日立市保健福祉部 高齢福祉課	0294-22-3111 (内線227)	https://www.city.hitachi.lg.jp/fukushi_kenko/korei/1001823/1012157.html
土浦市	デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を全額助成（令和4年度～ 15,000円分）	○	65歳以上	平成27年6月以降に運転免許証を返納した方 一度のみ	H27年度	土浦市保健福祉部高齢福祉課	029-826-1111(内線2479)	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html
	デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を一部助成（令和4年度～ 13,000円分）		65歳以上	上記以外介助者も含む	H20年度	土浦市保健福祉部高齢福祉課	029-826-1111(内線2479)	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html
古河市	高齢運転者運転免許証自主返納等支援事業	○	65歳以上	いずれかに該当する場合 ・運転免許証を自主的に返納し、返納時に満65歳以上だった人 ・運転に不安を覚えて運転免許証を更新せずに失効し、失効時に満65歳以上だった人	R1年度	市民部交通防犯課	0280-92-3111	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koutuu/3/11396.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
古河市	古河市循環バスぐるりん号のシルバーパス		65歳以上	どなたでも	R5年度		0280-92-3111	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koutuu/3/16925.html
	高齢者通院等交通費助成事業		65歳以上	自力での通院または家族による送迎が困難な在宅高齢者で次のいずれかに該当する人 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人 ②70歳以上の高齢者 ③要介護及び要支援認定者（種別割減免、障害者福祉タクシー利用者は対象外）	H18年度	福祉部高齢介護課	0280-92-4921	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifeivent/aged_nursing_care/3/4/14509.html
	高齢者外出支援タクシー運賃助成		75歳以上	市内在住	R5年度	福祉部高齢介護課	0280-92-4921	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kourei_kaigo/6/18143.html
石岡市	石岡市乗合タクシー（乗合タウンメイト）		全年齢	市内在住（利用者登録が必要）	H18年度	石岡市社会福祉協議会 石岡市都市計画課	0299-22-2411 0299-23-1111	https://www.city.ishioka.lg.jp/shigoto_sangyo_mac_hi/kotsu/kokyokotsu/page000730.htm
結城市	・高齢者タクシー 自宅から指定目的地の間を、距離に関係なく片道1,000円で利用できる。※要予約 運行日 月曜日～金曜日 (土日祝日、8/13～16、12/29～1/3は連休) 利用時間 午前9時～午後3時		65歳以上	・市内在住	R5年度	結城市保健福祉部 介護福祉課	0296-45-6672	https://www.city.yuki.lg.jp/kenkou-iryou-fukushi/koureshafukushi/service/page008133.html
	・市内巡回バス 市内各地を結ぶ7路線を無料で利用できる。 運行日 月曜日～土曜日 ※各路線の時刻表による (日曜日、祝日、8/13～16、12/29～1/3は連休)		全年齢		H16年度	結城市企画財務部 企画政策課	0296-34-0437	https://www.city.yuki.lg.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyou-koutsuu/koutsuu/page03202.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
龍ヶ崎市	・NPO法人等の移送サービスを利用して通院や買物等に出かける費用の一部を助成します。 (移送サービス1回当たりの最低利用料金の3分の2の額を月6回まで助成)		概ね65歳以上	・市内在住 ・要介護/要支援の認定を受けている	H12年度	龍ヶ崎市福祉総務課	0297-64-1111 (内線183)	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/fukushi/service/koureisixvagsaisixyut.html
	龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業	○	65歳以上	・市内在住 ・平成23年11月1日以降に運転免許の全部を返納した方	H24年度	龍ヶ崎市都市計画課	0297-64-1111	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/2013081501814.html
	龍ヶ崎市高齢者公共交通共通定期券「おたっしゅバス（コミュニティバス限定）」		65歳以上		H24年度	龍ヶ崎市都市計画課	0297-64-1111	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/community-bus/20190829165825858.html
	龍ヶ崎市高齢者公共交通共通定期券「おたっしゅバス（コミュニティバス・路線バス共通）」		70歳以上		H27年度	龍ヶ崎市都市計画課	0297-64-1111	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/community-bus/20190829165825858.html
下妻市	・タクシーの乗車料金を助成する券を交付。令和5年度から令和6年度までの2年間は、公共交通の実証実験として、長距離移動専用のタクシー券（長距離券）を併せて交付。 ※助成額：500円/1枚 ※年間最大交付枚数：高齢者福祉タクシー券 40枚 長距離券 20枚		65歳以上	65歳以上の方で自動車の運転免許証を保有しない方。 ※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、障害者福祉タクシー助成券の交付を受けている方を除く。	H19年度	下妻市長寿支援課	0296-43-2111(代)	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000282.html
	・コミュニティバスの利用運賃を減額 ※通常一回あたり大人200円のところ、100円で乗車可	○	65歳未満	要下妻市高齢者運賃割引証提示	H28年度	下妻市企画課	0296-43-2111(代)	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page001742.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
常総市	予約型乗合交通『ふれあい号』利用券20,000円分の交付（1人につき1回限り）	○	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 常総市民の方 有効期限内のすべての種類の運転免許を自主返納した方 自主返納したときに満年齢65歳以上の方 自主返納日の翌日から起算して6カ月以内に申請された方 市税・国民健康保険税その他の使用料を滞納していない方 	H29年度	常総市防災危機管理課	0297-23-2111 (内線2230)	https://www.city.ioso.lg.jp/kurashi_gyousei/kurashi/bousai_koutsu/koutsu/uanzen_douro/iishuhennou.html
	タクシーの初乗り料金を助成			<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らしの場合であって、市外の病院に入院している方（年間12回） 65歳以上の寝たきりの方（年間12回） 身体障害者手帳1級、2級、3級の方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回） 療育手帳○ A、Aの方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回） 精神障害者保健福祉手帳1級の方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回） 指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回） 人工透析療法を受けている方（年間48回、10月以降の申請の場合は年間24回） 	H24年度	常総市社会福祉課	0297-23-2111 (内線4133)	https://www.city.ioso.lg.jp/kurashi_gyousei/kurashi/iryoku_fukushi/disabled_welfare/lifehelp/welfare_taxi_ticket.html
常陸太田市	いずれかを助成 <ul style="list-style-type: none"> 市内路線バスICカード（10,000円分） 市内タクシー等利用券（10,000円分） 	○		<ul style="list-style-type: none"> 市内に住民登録がある H28.10.1以降にすべての運転免許を自主返納した方 	H28年度	常陸太田市地域公共交通活性化協議会事務局 (常陸太田市企画課)	0294-72-3111 (内線311)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page008896.html
	市内路線バス運賃の2分の1を割引（ICカード利用） ※高速路線バスの路線は当該助成の対象外。		75歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住民登録がある 茨城交通株式会社が販売する記名式の路線バスICカードを購入した方 	H28年度	常陸太田市企画課	0294-72-3111 (内線311)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page004203.html
	医療機関受診時の、自宅から市内医療機関または、市が指定する市外の医療機関（認知症外来のみ）までのタクシー代の助成（月4回まで） <ul style="list-style-type: none"> 要支援、要介護認定者 自己負担 2割 一般高齢者 自己負担 5割 		65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で自動車を使用する同居者（敷地内同居も含む）がいない方 	H15年度	常陸太田市高齢福祉課	0294-72-3111 (内線131)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page000558.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
高萩市	タクシー利用券又はバス乗車回数券等をいずれか又は組み合わせで3万円分を交付 ・タクシー利用券 ・茨城交通(株)発行 交通ICカード「いばっぴ」 ・椎名観光バス(株)発行 バス乗車回数券 ※支援は1人につき1回限り	○	65歳以上	・平成29年4月1日以降に、すべての運転免許を自主返納した方 ・高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある方 ・市税等に滞納の無い方	H29年度	高萩市総務課	0293-23-2119(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page005658.html
	市内路線バス乗車運賃の半額助成 ・茨城交通(株)・椎名観光バス(株)が運行する市内バス路線 全9路線		65歳以上	・高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある方	R3年度	高萩市生涯現役推進課	0293-23-1125(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page005096.html
	路線バス通学定期券購入助成(補助金額：通学定期券運賃の20%) ・茨城交通(株) ・椎名観光バス(株)		学生又はその保護者	・市内在住の学生（高校・大学・専門学生）又はその保護者で市内路線バスの通学定期券を購入する方	R3年度	高萩市企画財政課	0293-23-2118(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page005041.html
北茨城市	・タクシー利用料金の一部を助成 (1枚500円のタクシー助成券を年間60枚交付)	○	65歳以上	以下の全てに該当する場合 ・市内に住所を有している ・自動車やバイクの免許の交付を受けていない方、返納した方 ・市税等の滞納がない方	H24年度	北茨城市まちづくり協働課	0293-43-1111 (内線192)	https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2019022200013/
笠間市	デマンドタクシーかさまの回数券、期限付きタクシー利用回数券、バス利用乗車券の引換券のいずれか1種類を1回限り助成。 (12,000円分)	○	65歳以上	・笠間市内に住居票がある ・運転免許を返納してから6ヶ月を経過していない ・市税を完納している	H22年度	笠間市役所総務部 危機管理課	0296-77-1101(代)	https://www.city.kasama.lg.jp/page/page000358.html
取手市	取手市コミュニティバス シルバー割引定期券を販売 (3,000円で3か月間有効)		70歳以上	・市内在住	H18年度	取手市都市計画課	0297-74-2141	https://www.city.toride.ibaraki.jp/toshikeikaku/kurashi/sumai/bus/rivyo.html
牛久市	デマンド型タクシー『うレタク』運賃の割引(1人片道700円を100円割引)		65歳以上	・市内に住居登録がある。 ・乗合タクシーの会員登録がある。	R2年度	牛久市政策企画課	029-873-2111	http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page009494.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
つくば市	「つくバス・つくタク・つくばね号」運賃を2分の1割引		65歳以上	市内に住民登録がある	H22年度 (平成23年2月～)	つくば市都市計画部総合交通政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kotsu/bus/index.html ※上記ホームページ内「割引制度について(つくバス・つくタク・つくばね号)」を参照
	タクシー利用料金の一部を助成 (運賃助成券500円×24枚を交付)		①65歳以上 ②70歳以上 ③70歳以上 ④80歳以上	①単身世帯 ②高齢者のみの世帯 ③市民税非課税世帯 ④令和6年度から世帯の状況に関わらず対象になります。	H21年度 (平成21年4月～)	つくば市役所福祉部高齢福祉課	029-883-1111	http://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/koureisha/zaitaku/1001325.html
ひたちなか市	・スマイルあおぞらバス無料乗車バス交付	○	65歳以上	・市内在住 ・免許返納後6カ月以内に申請	H23年度	ひたちなか市生活安全課	029-273-0111 (内線3212)	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/bohan/1003878/1003885.html
鹿嶋市	デマンド型乗合いタクシー 運行区域：市内全域 運賃：500円または1,000円（障がい者や未就学児は割引有り） 運行日：平日のみ			市内在住、年齢制限なし、免許の有無は関係なし	H30年度	鹿嶋市政策企画部 広報秘書課	0299-82-2911	https://city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/15/1407.html
潮来市	免許返納者に対し路線バス乗車券の交付 (20,000円分の交付) 1人1回限り	○	75歳以上	・市内在住 ・市内返納後6ヶ月以内の申請	R3年度	潮来市高齢福祉課	0299-63-1111	https://www.city.itako.lg.jp/page/page004379.html
	1枚900円のタクシー助成券を年間4.8枚交付		75歳以上	・市内在住 ・福祉タクシー助成対象でないこと ・運転免許を持っていないこと ・介護保険の施設等に入所していないこと	R3年度	潮来市高齢福祉課	0299-63-1111	https://www.city.itako.lg.jp/page/page004379.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
守谷市	モコバス（コミュニティバス）及びデマンド乗合交通の共通利用券	○	65歳以上	市内に住民登録あり	現様式はR6.2～。ただし、免許返納支援事業自体はH27から	都市計画課	0297-45-1111	https://www.city.moriya.i-baraki.jp/kurashi_tetsuzuki/koutsu/1002163/1002201.html
	シルバーお出かけバスの発売		満70歳以上	市内在住障がい者割引などその他割引適用外 市内バスのみ	H21～			https://www.city.moriya.i-baraki.jp/kurashi_tetsuzuki/koutsu/1002163/1002164/1002177/1002180.html
	医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の一部助成券を交付（1枚500円で、1回の利用につき2枚まで・36枚/当該年度）		70歳以上	・70歳以上のひとり暮らしのもので、同一敷地内又は同一建物内に親族その他のものと同居せず、かつ、住民税非課税のもの ・70歳以上の者のみの世帯で、同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ、住民税非課税世帯に属する者	H7年度			健康長寿課
常陸大宮市	・タクシー利用料金の一部を助成		65歳以上	いずれかに該当する場合 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③療育手帳の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤難病の医療受給者証の交付を受けている方	H17年度	常陸大宮市保健福祉部長寿福祉課	0295-52-1111（代表）	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page001392.html
	・いずれか一つを支援 茨城交通バスICカード（12,000円分） 市内乗合タクシー利用券（12,000円分） 茨城交通バスICカード＋市内乗合タクシー利用券（各6,000円分）	○	65歳以上	・市内在住 ・市税等の滞納がない方 ・運転免許証を自主返納又は失効した日から1年を経過しない方	H29年度	常陸大宮市民生活部生活環境課	0295-52-1111（代表）	
那珂市	デマンド交通「ひまわりタクシー」の特別利用券15,000円分を、申請に基づき、対象者一人につき一回交付（交付日から無期限有効）	○	制限なし	以下すべてに該当する場合 ・運転免許を自主返納又は失効した日から1年を経過しない市民の方 ・市税等の滞納がない方	H29年度	建設部都市計画課	029-298-1111（内線353）	https://www.city.naka.lg.jp/page/page006281.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
筑西市	公共交通利用助成券及びお試し乗車券の交付 ・タクシー利用助成券10,000円分（500円×20枚） 及び、以下のいずれか ・筑西市バス共通お試し乗車券2,000円分（200円×10枚） ・デマンドタクシー「のり愛くん」お試し乗車券3,000円分（300円×10枚）	○	無	次のすべてに当てはまる方 ・過去に同事業による優遇を受けていない ・自主返納日から1年を経過していない ・自主返納時に市内に在住している ・道路交通法に規定するすべての運転免許を自主返納している	タクシー助成券：平成31年度（平成31年4月1日） のり愛くん又はバスのお試し乗車券：平成29年度（平成30年3月1日）	筑西市都市整備部 まちづくり課	0296-20-1181（直通）	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005743.html
坂東市	コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス、民間タクシーで利用できる公共交通利用券15,000円分を返納時の1回のみ交付 ※巡回バス、民間タクシーは一部事業者のみ	○	65歳以上	免許証を自主的に返納又は失効した方で、返納又は失効時に65歳以上であった方	R2年度	坂東市交通防災課	0297-21-2180	https://www.city.bando.lg.jp/page/page006071.html
	コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス、民間タクシーで利用できる公共交通利用券15,000円分を毎年度交付（要申請） ※巡回バス、民間タクシーは一部事業者のみ		65歳以上	いずれかに該当する方 ・65歳以上の単身世帯 ・交通手段を持たない75歳以上の高齢者のみの世帯	R2年度	坂東市介護福祉課	0297-21-2193	https://www.city.bando.lg.jp/page/page006628.html
				・身体障害者手帳1級、2級、1種3級の方 ・療養手帳マルA及びAの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方	R2年度	坂東市社会福祉課	0297-21-2190	https://www.city.bando.lg.jp/page/page000252.html
稲敷市	・タクシー利用料金の一部を助成 (1回につき1枚使用、1枚につき上限700円、最低300円は自己負担)			市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ①自動車運転免許証がない方 ②自動車を所有していない方 ③①②以外で怪我等により自動車を利用出来ない理由がある方	H21年度	稲敷市役所地域振興部 産業振興課	029-892-2000	http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page000714.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
かすみが うら市	以下のいずれか1つを支援 ①かすみがうら市デマンド型乗合タクシー回数券支給（21,000円分） 申請は1人1回限り。	○	自主返納時に満65歳以上	・市内に住民登録があること ・自主返納をしてから6か月を経過していないこと ・かすみがうら市高齢者運転免許自主返納支援自転車等購入助成金の交付を受けていないこと	H29年度	都市建設部都市整備課	029-897-1111 （内線：2604）	https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page002496.html
	②電動アシスト自転車等購入費の一部助成（購入費の1/2(上限50,000円) 申請は1人1回限り。	○	自主返納時に満65歳以上	・市内に住民登録があること ・自主返納をしてから6か月を経過していないこと ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納事業による支援（乗合タクシー回数券21,000円分）を受けていないこと ・申請をする年度にかすみがうら市タクシー利用料金助成事業による助成を受けていないこと ・補装具費支給事務取扱指針による補装具費のうち、自転車等に係る補装具費の支給対象でないこと	R6年度	市長公室政策経営課	0299-59-2111 （内線：1224）	kikaku@city.kasumigaura.lg.jp
桜川市	・タクシー運賃助成事業（1枚500円のタクシー助成券60枚を交付）		18歳以上	・市内在住の75歳以上の方 ・18歳以上74歳以下で運転免許を持っていない方	令和5年度	桜川市建設部都市整備課	0296-58-5111	https://www.city.sakuragawa.lg.jp/kurashi/koutsu/page008858.html
神栖市	・タクシー利用券9,000円分（300円×30枚） ・ココくんポイントクーポン券11,000円分	○	65歳以上	・市内に住民登録があり、3年以上居住 ・市税等納入状況に問題がない（滞納・未納がないこと）	H29年度（事業開始） ※R4年度（一部改正）	神栖市防災安全課	0299-90-1131	
	・民営路線バスの無料乗車バスの交付		60歳以上	・市内に1年以上居住	H3年度	神栖市社会福祉課	0299-90-1138	https://www.city.kamisui.baraki.jp/iryo_fks/korei/1002144/1002145/1003931.html
行方市	・行方市デマンド型コミュニティバス乗合タクシー 運行・乗降場所：行方市内 料金：1回500円		全年齢	市内に住所を有するもの	R3年度	行方市事業推進課	0299-72-0811	https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page009623.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
銚田市	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合タクシー「ほこまる号」 運行区域：市内全域、運賃：500円（小学生以下や障害者・要介護者等は割引有）、運行日：平日のみ 		年齢制限なし	・市内在住	R3年度	銚田市まちづくり推進課	0291-36-7154	https://www.hokota-demand.com/
	<ul style="list-style-type: none"> ・「銚田市市外限定デジタルタクシー利用助成事業」 市外医療機関への通院時に市に登録されたタクシー会社を利用することで、運賃の一部を助成する。 利用できる行先：銚田市内から市外医療機関 または 市外医療機関から銚田市内。※歯科医院、接骨院、鍼灸を除く。 助成額：1回の利用につき運賃の2分の1以内 ※年間助成限度額 一人25,000円（4月～3月） 利用できる日時：平日 8：00～16：00 		年齢制限なし	・市内在住	R6年度（7月1日～）	銚田市まちづくり推進課	0291-36-7154	https://www.city.hokota.lg.jp/page/page006535.html
つくばみらい市	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃） （医療機関等を利用する場合）			身体障がい者手帳等の障害の等級が条件を満たし、自動車税等の減免を受けていない市内在住の方	H18年度	つくばみらい市社会福祉課	0297-58-2111	https://www.city.tsukuba.amirai.lg.jp/page/page000731.html
	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃） （医療機関等を利用する場合）		75歳以上	75歳以上の高齢者のみの世帯で、同一敷地内または同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ、住民税非課税世帯に属する市内在住の者	H18年度	つくばみらい市社会福祉課	0297-58-2111	https://www.city.tsukuba.amirai.lg.jp/page/page002463.html
	コミュニティバスの運賃（無料）		65歳以上	市内在住	R6年度	つくばみらい市都市計画課	0297-58-2111	https://www.city.tsukuba.amirai.lg.jp/page/page001539.html
	交通費の一部助成 ・デマンド乗合タクシー利用券 ・PASMO ※1人1回限り交付(上限1万円)	○	65歳以上	市内在住	H29年度	つくばみらい市防災課	0297-58-2111	https://www.city.tsukuba.amirai.lg.jp/page/page001714.html
小美玉市	小美玉市高齢者等外出支援事業 ・運転免許証を所持していない方、または運転免許証を返納した方にタクシー利用券56枚綴り（1枚500円）を発行。利用券は1回の乗車で4枚まで利用可能。	○	70歳以上	60歳以上で、下肢または視力障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方	平成17年度	小美玉市介護福祉課	0299-48-1111	https://www.city.omitama.lg.jp/0555/info-0000006798-2.html
	公共交通ネットワークシステム運行業務 ・コミュニティバスの利用運賃を2分の1割引		65歳以上		平成25年度	小美玉市都市整備課	0299-48-1111（内線1411）	https://www.city.omitama.lg.jp/0102/genre2-0-001.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
茨城県	茨城県デマンド型乗合タクシー	○	65歳以上	町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当し、利用者登録をした方。 （1）65歳以上の方 （2）運転免許証を自主返納した方 （3）身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかをお持ちの方 （4）要介護認定・要支援認定を受けた方または介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方 （5）疾病等（感染症は除く）により一時的に車の運転が困難な方	R1年度	茨城県地域政策課	029-215-8003 （内線232）	https://www.town.ibaraki.lg.jp/gvousei/gvousei/machitukuri/kokyokotsu/001826.html
	茨城県高齢者等福祉タクシー助成事業	○	70歳以上	町内に住所を有する高齢者等で、次のいずれかに該当する方。 （1）70歳以上の高齢者で運転免許証の交付を受けていない方 （2）身体障害者手帳 1級または2級 （3）療育手帳 OAまたはA （4）精神保健福祉手帳 1級または2級 （5）その他町長が必要と認める方 ※上記にかかわらず、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は、助成の対象とはなりません。	H22年度	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	029-292-7141	https://www.town.ibaraki.lg.jp/gvousei/news/division2/shakaifukushi/gyomu/001516.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
大洗町	大洗町循環バス等の回数券の交付（10冊（1冊は、100円回数券11枚の綴り））	○	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録がある 自主返納をしたときに満65歳以上の者で、運転免許証を自主返納してから1年を経過していない者 満64歳の者で、誕生日の1箇月前から前日までに自主返納した者 	H30年度	大洗町生活環境課	029-267-5154	https://www.town.oarai.lg.jp/
	町内を500円で移動できるタクシーが利用できる		75歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録があり、現に町内に居住 	R6年度	大洗町まちづくり推進課	029-267-5109	
城里町	下記支援のうち、希望するいずれかの物を選択し、一回に限り支給を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 茨城交通バスICカード乗車券 12,000円分 城里町デマンドタクシー利用券 12,000円分 茨城交通バスICカード乗車券及び城里町デマンドタクシー利用券各 6,000円分 	○	65歳以上	次の各号のいずれにも該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている満年齢65歳以上の者 平成23年4月1日以降に運転免許を自主返納した者 町税を完納している者 	H23年度	城里町役場町民課	029-288-3111(代)	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/page002229.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
東海村	希望するいずれかを1回限り交付 ①東海村デマンドタクシー利用券21,000円分 ②茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」20,500円分（保証金500円含む） ③JR東日本交通系ICカード「Suica」20,500円分（保証金500円含む） ④東海村商工会「共通金券」20,000円分（登録店舗で使える金券） ⑤デマンドタクシー利用券10,500円分と「いばっぴ」10,500円分（保証金500円含む） ⑥デマンドタクシー利用券10,500円分と「Suica」10,500円分（保証金500円含む） ⑦デマンドタクシー利用券10,500円分と「共通金券」10,000円分（詳細は④と同じ） ⑧「いばっぴ」10,500円分（保証金500円含む）と「Suica」10,500円分（保証金500円含む） ⑨「いばっぴ」10,500円分（保証金500円含む）と「共通金券」10,000円分（詳細は④と同じ） ⑩「Suica」10,500円分（保証金500円含む）と「共通金券」10,000円分（詳細は④と同じ） ※JR東日本交通系ICカード「Suica」については、令和5年8月2日から当面の間JR東日本が販売を一時中止していることから申請を受け付けていません。	○	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・村内在住 ・所有するすべての運転免許を自主返納した方 ・自主返納した日から1年を経過していない方 	H29年度	東海村役場 村民生活部 環境政策課 生活環境保全担当	029-282-1711	https://www.vill.tokai.ibarakai.jp/kurashi_tetsuzuki/bohan_kotsuanzen/3781.html
	右記条件を満たす高齢者や障がい者が、外出するためにタクシーを利用した場合、料金の一部を助成 ※タクシー利用料金の半額（1回につき限度額5,000円）を助成 【発行枚数（年度内①～⑤のいずれか1回限り）】 ① 最大 24枚（5月以降の申請からは月2枚ずつ減少） ②～④ 最大 72枚（5月以降の申請からは月6枚ずつ減少） ⑤ 最大 168枚（5月以降の申請からは月14枚ずつ減少）		65歳以上	① 65歳以上で要支援1・2の方 ② 65歳以上で要介護1～5の方	H18年度（R5年度に対象者等拡充）	東海村役場 福祉部 地域福祉課 高齢支援担当（①②に該当する方）	029-282-1711	https://www.vill.tokai.ibarakai.jp/iryo_fukushi/kaigo_fukushi/koreishashien/kaigoybou_seikatsushien_4/2472.html
			年齢要件なし	③ 身体障害者手帳1～3級または、療育手帳 マルA・Aまたは、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ④ 指定難病特定医療費受給者証または、一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ⑤ ③・④該当者のうち、慢性透析療法治療者		総合福祉センター「絆」福祉部 総合相談支援課 障がい福祉担当（③～⑤に該当する方）	029-287-2525	https://www.vill.tokai.ibarakai.jp/soshikikarasagasu/fukushibu/sougousoudansien/2/007/6061.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
大子町	・大子町タクシー利用助成事業（4分の3助成）		満65歳以上	いずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手当の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・自立支援医療費を受給している方 ・障害年金を受給している方 ・特別障害給付金を受給している方	H26年度	大子町まちづくり課	0295-72-1131	https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000915.html
美浦村	・美浦村デマンド型乗り合いタクシー登録料の助成（2,000円） ・美浦村デマンド型乗り合いタクシー利用券の助成（6,000円分） ※支援は1人につき1回限りです。	○	65歳以上	以下①～④全てに該当する場合 ①美浦村の住民基本台帳に登録のある、美浦村民の方。 ②平成25年4月1日以降に、運転免許のすべてを自主返納した方 ③自主返納をしたときに、満年齢65歳以上の方。 ④村税を完納している方。	H25年度	美浦村生活安全課	029-885-0340	https://www.vill.miho.lg.jp/page/page007980.html
阿見町	阿見町デマンドタクシー乗車券 1万円分	○	75歳以上	町内在住から一年経過している方 町税の滞納がない方 免許返納から一年以内	R3年度	阿見町生活環境課	029-888-1111 内線171	https://www.town.ami.lg.jp/0000008659.html
河内町	タクシー利用料金の一部を助成 月6回を上限に、1回当たり1,500円までを助成		70歳以上	町内に住所を有しいずれかに該当する者 ・運転免許証がない者 ・何らかの理由で自動車を利用できない者	R4年度	河内町福祉課	0297-84-6981	https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/page000291.html
	コミュニティバス利用パス交付（無料バス）	○	65歳以上 70歳以上	・町内在住 （65歳以上免許返納者又は70歳以上）	R1年度	河内町総務課	0297-84-6979	https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/page000266.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和6年度）

R6.6.1現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
八千代町	タクシー利用料金を一部助成（初乗運賃相当） （医療機関への通院、機能回復機関への通所、各種福祉行事へ参加する場合に年48回を限度）		65歳以上 75歳以上	※町内在住 65歳以上： 単身で住民税非課税の人 75歳以上： 高齢者のみの住民税非課税の世帯の人	H18年度	八千代町福祉介護課	0296-48-1111	https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page001522.html
	運転に不安があるなどの理由で、令和3年4月1日以降に運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者に、移動手段の確保を支援するため、八千代町デマンド交通「八菜まわ〜る号」の利用券30枚を、申請により一回限り交付する	○	65歳以上	(1)町内に住民登録がある (2)自主返納をした日において65歳以上である (3)自主返納をしてから1年以上経過していない (4)町税、保険料を完納している	R3年度	八千代町福祉介護課	0296-48-1111	https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page006047.html
五霞町	・コミュニティバスの利用運賃を割り引き（2分の1割り引き）		65歳以上	茨城シニアカードの提示		五霞町生活安全課	0280-84-3618	
	・コミュニティバスの利用運賃を割り引き（2分の1割り引き）		65歳以上	五霞町介護保険被保険者証提示		五霞町生活安全課	0280-84-3618	
境町	タクシー利用代金の一部助成 ・1回あたり600円（往復1,200円）1ヶ月あたり3,000円（5回）が限度 ・人工透析を受けている方は、1か月あたり12,000円（20回）が限度		70歳以上	・医療機関への通院、機能回復訓練への通所のために利用 ・本人または家族が自動車税等の減免を受けていないこと	H17年度	境町福祉部介護福祉課	0280-81-1323	https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/page/page000433.html
利根町	いずれかを選択（1人1回限り） ①大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券（12,000円分） ②布川交通のタクシーおよび利根町ふれ愛タクシーの利用券（12,000円分） ③①と②の両方の組み合わせで、12,000円分（各6,000円分）	○	65歳以上	・自主返納をしたとき満65歳以上の者 ・満64歳の者で免許有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前からその者の誕生日の前日までに自主返納した者 ・自主返納した運転免許証の取消日又は運転経歴証明書の交付日から5年以内	H30年度	利根町防災危機管理課 消防交通係	0297-68-2211	https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/002895.html